## 第6回 広告規制に関する検討委員会 会議録

実施日:2019年9月1日(日) 12:30 ~ 14:30

実施場所:柔道整復師センター3F

出席者:9名【本多最高顧問、清水常任理事、一村理事、木下会員、中村会員、

川島会員、沖田参事、澤田部長、森】

欠席者:1名【荻原副会長】

# 協議事項1『接骨院・整骨院の看板モデル試案について』 協議事項2『JB独自の広告に関するガイドライン作成について』

- ●看板掲載項目・看板サイズについて(委員からの意見)
  - ・外国籍の患者も増えており、今後は英語や韓国語、中国語等の表記も入れた 方が良い。
  - ・HPのURLは掲載するべき。看板に書ききれないものをHPに掲載する。機能 回復療法等は健康保険が使えない旨もHPに記載すればぜひ掲載すべき項目。
  - ・看板のスペースは限られているので、施術内容や労災、生保、等取扱い可といった最低限の内容を記載する。
  - ・接骨院、整骨院は何でも相談の受けるコンシェルジュのような位置付けでも 良い。症例に対して、病院を紹介する等柔軟に対応できるように、「お気軽に ご相談下さい」という文言は看板に出した方が良い。
  - ・「肩こり」で掲載するのはダメだが、持続性筋緊張や運動痛、関節拘縮といった 症状について詳しく明記するのはどうか?
- ●看板やガイドラインで「相談業務(何でもご相談下さい)」と「機能回復、予防」を 謳う際にどう表現して何に注意する必要があるか?
  - •「相談」は言葉の意味が広く、患者の誤解を招かないようにしなければならない。
  - ・「機能回復」も言葉の概念が広い。機能の内容を限定しないといけない。
  - ・接骨院、整骨院は「総合病院」ではないので「何でもご相談下さい」を看板 で掲示することは危険。→ケガの予防の相談とすれば良いのではないか?
  - ・ 患者は柔道整復師達にどのような相談をするのか?
    - →痛み、不定愁訴について。
    - →医者に行き、薬を飲んでも症状が緩和されない事に気づいて初めて、医者 以外に相談をする事を考える。
  - ・痛み(突発性)、医者でもわからない原因の相談を受ける。相談以外にも、 医科との連携(紹介業務)、生活指導の対応を行う。痛みの相談に関する情報

センターのような役割を担う。

- ・機能回復とは機能障害が回復する事を指す。柔道整復のベースとして、ケガを しにくい健康な身体づくりがある。「ケガや転倒の予防」等の予防業務も不可欠 のものとなる。
- ・ガイドラインの項目の分類は以下の通りとなる。
  - 1. 必須掲載項目(最低限掲載しなければならない事項)
  - 2. 任意掲載項目(地域性、各施術所の個別化、差別化を図る為の項目)
  - 3. 掲載不可項目
- ●患者は施術所へ通院する際に、待ち時間や施術にかかる時間がどの位になるのかを 知りたい。医科や歯科は予約システムを採用する事で事前に施術時間等の情報を 患者に伝える事で、リピーターを増やしている。今後は HP を使った予約業務が 増えてゆく事が予想できる。
- ●療養費は「健康保険適用業務」としてガイドラインには必須掲載項目となる。
- ●看板に院長(管理柔整師)名の掲示はあるが、経営者の名前は掲示する必要があるか?
  - →療養費の請求に対する責任の所存を明らかにする為、掲示するべきと考える。
- ●相談業務、機能回復・予防等の項目は「任意掲載項目」に該当する。
- ●柔道整復師の免許 No、資格取得年月日、所属団体名称(所属している場合)、施術所のスタッフ人数、名札、損害保険の加入については必須掲載項目とする。
- ●領収書の発行について詳しい情報や、保険証の控え(コピー)を取る事はインターネットへ掲載する事。
- ●専門性(得意分野)の掲示について
  - ・首の治療が得意、腰の施術を専門としている等、他の施術所との区別を掲示 したい柔道整復師もいる。看板に出しても良い文言とするのか?
    - →看板等には出しにくい。インターネットも今後は広告扱いとなる為難しい。 専門性を認定する機関が無い為、自己表現となってしまう。
    - →専門であると謳う根拠を可視化すれば良いのではないか?(研修組織名称、 研修内容)
- ●整体治療との区別ついてどう表現をするべきか?整体との区別はガイドラインの 必須掲載項目として扱う。
- ●看板等に診療時間を公開する理由とは?→時間外施術に関わる為、終了時間の 掲載は見える位置になければならない。
- ★完成したガイドラインは HP に公開、半年程度の期間を設けてパブリックコメント (JB 以外の柔整師、柔整団体、一般人等の意見)を収集し、ガイドラインに反映 させる。社会的権威を纏ったものとしたい。

●今回挙がったガイドライン掲載案を踏まえた骨子を本多最高顧問が作成。次回の 委員会で再度、協議を行う。ガイドラインが完成後、当委員会は解散する。委員会 は、あと2回程度実施を予定。

## 協議事項3『広告是正委員会設置について』

- ●活動内容(メイン業務は1.とする)
  - 1. 柔道整復師の業務から明らかに逸脱した看板の掲示、チラシの配布、HP 公開を 実施している施術所に対する注意、是正勧告を行うかを協議する。
  - 2. 保健所からの立ち入り調査で掲示していた看板の項目削除を通達された場合の 相談の窓口となる。
  - 3. 新規に看板を作成、掲示を行おうとする会員に対しての相談業務。

### ●組織

- ・広告是正委員会内で、問題のある施術所の看板等の情報を確認、注意や是正勧告の対象か否かを協議し、その結果を「患者相談ダイヤル運営委員会」に上程する。相談ダイヤル運営委員会には、柔道整復師以外の外部有識者が多数所属。注意、是正勧告の案件となるか有識者を加えて、再度協議する。その結果で意見書を提出する流れとなった場合は患者相談ダイヤル運営委員長と是正委員会の委員長の連名で対象の施術所へ送付する。注意・是正勧告の対象か否か、基準は作成されたガイドラインを参照する。
- でもに以イドノインを参照する。
- ●委員構成→事務局より候補者案を提出。本多最高顧問と清水常任理事で人選を行う。
- ●次回の常任理事会・理事会にて委員会設置の承認を上程し、予算の枠組みを確保 しなければならない。

### その他

●第7回委員会開催日→2019年10月27日(日)12:30~14:30 会場は今回と同じく 柔道整復師センター3F。協議内容は広告ガイドラインについて実施予定。

以上